

総会議事録（第6回）

1 開催日時 令和3年9月27日（月）13時15分～

2 開催場所 大会議室

3 出席委員（35名）

○農業委員（18名）

会 長 11番 田添 利弘

1番 城山 正巳 2番 浅井 和巳 3番 山口 明美 4番 渡邊 重徳

5番 田川 康浩 7番 山口 光則 8番 吉崎 邦幸 9番 朝長 洋子

10番 松下 善光 12番 高見 健 13番 渡邊 和秋 14番 富岡 勝真

15番 寺坂 哲郎 16番 川本 康代 17番 山田 武人 18番 山口 和夫

19番 山道喜久美

○農地利用最適化推進委員（17名）

1番 原 正人 2番 平山 清孝 3番 渡辺 和久 4番 小川 國治

5番 井上 秀明 6番 福田 文夫 8番 一瀬 晃 9番 山浦 弘之

10番 川副 博司 11番 山上 傳 12番 井本 忠之 13番 上野祐太郎

14番 瀬戸口裕子 16番 野田 善則 17番 鳥越 優 18番 梶原 茂

19番 児玉 賢治

4 欠席委員

○農業委員（0名）

○農地利用最適化推進委員（2名） 7番 林 敏弘 15番 森 良広

- 5 議 題 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の件
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の件
第4号議案 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件
第5号議案 農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件
第6号議案 農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件
報告第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）
報告第2号 納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について（相続税）

6 事務局 局長 平地 俊夫
課長補佐 西浦 公治
職員 田代 哲也 中野 孝亮 梶原 良太

1 開会

○事務局長

ただいまから「令和3年度第6回農業委員会定例総会」を開会いたします。

2 会長挨拶

3 議事録署名人指名

○会長

それでは、総会の定足数について、事務局より報告をお願いします。

○事務局長

本日の出席委員は、定足数に達しております。

7番推進委員、15番推進委員から欠席の届出がっております。

○会長

次に、本日の議事録署名人を、7番農業委員、14番農業委員にお願いします。

4 議事

○議長

それでは、1ページ、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の件」1番竹松、黒丸町の農地、地目畑と田 現況は全て畑、合計面積209㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、隣接地に居住するろうあ者のリハビリ等に利用する家庭菜園を設けるため、譲受人が取得するものであります。場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、普通野菜を栽培する計画で、初年度は反当り130kg、次年度以降は260kgの収穫見込みとなっております。なお、本件は、農地法第3条第2項及び農地法施行令第2条に基づく農地の権利移動の不許可の例外に該当するものであります。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、さっき事務局が言われたとおり、ここの家の方に少しあった部分を、前回申請が出て承認したところなんですけど、今回の申請のところはですね、60坪ぐらいかな、小さいところなんですけど、きれいに小屋や庭木から片づいて、整地されたところなんですよ。その横に少しだけ畑が残ってた部分を、今回共同住宅を建てられて、そこの職員さ

んのリハビリのための家庭菜園として使われると思うので、隣に畑がありますけれども、それは何も影響はないと思ってますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長

1 番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1 番竹松は許可することとします。

続いて2 番福重、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2 番福重、沖田町の農地、地目 畑 現況は田、面積45㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。

本件は、譲受人が以前から耕作していた農地を取得するものであります。場所は、スライドのとおりです。誓約書によると、水稻を栽培する計画で、反当り535kgの収穫見込みとなっています。

○議長

それでは、2 番について、福重地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

事務局の方から説明がありましたように、ここはですね、その横もこの〇〇さんの田んぼでございますので、二列も〇〇さんの田んぼでございます。残っているところが〇〇さんのだったんですけど、両方いっぺんに作付した方がいいんじゃないかということで、お願いに行かれたわけでございます。何ら問題なく、また、水路関係も、何ら問題ないと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長

2 番福重について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2 番福重は許可することとします。

次に、2 ページ、第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」を議題としま

す。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第2号議案、「農地法第4条の規定による許可申請の件」1番竹松、鬼橋町の農地、地目 田、面積353㎡、申請者は記載のとおりです。

本件は、自己所有地に広告看板のための構造物を建築し、賃貸するため転用申請をするものです。場所は、スライドのとおりです。都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水は自然流下及び水路放流、汚水・生活雑排水発生しないとなっています。隣接地に、農地はありません。資金については、預金通帳の写しを確認しております。

○議長

それでは、1番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

今、事務局が説明されたとおりでございますが、農地としてはほとんど作物は作っておられませんでした。状況としては、横に水田はあるんですけど、水田は用水路が確保されておりますので、問題ないと思っております。ここもですね、広告を立てるということでありますので、排水等は問題ないと考えております。ご審議をお願いします。

○議長

1番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番竹松は許可相当とします。

続いて、3ページ、第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」を議題とします。1番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

第3号議案、「農地法第5条の規定による許可申請の件」1番西大村、池田2丁目の農地、地目 田、面積1,409㎡、譲渡人及び譲受人は、記載のとおりです。契約は売買です。

本件は、譲受人が従業員の駐車場及び事業用車両の駐車場として利用するため、転用申請を提出するものです。場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振内農用地外の第2種農地です。

被害防除計画では、盛土1～1.5m、土留め工事をするとなっています。周辺に、農地

はありません。雨水排水は水路に放流、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、1番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、下に宅地とありますけれども、そのまま駐車場として利用するっていう形ですので、何ら問題ないと思って見て参りましたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

1番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、1番西大村は、許可相当とします。

続いて2番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

2番西大村、上諏訪町の農地、地目 畑、面積 217㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するために転用するものです。場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっており、建物の高さを加減するとなっています。雨水排水は既存側溝へ接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺に、農地はありません。資金については、住宅ローン保証会社の事前審査結果のご連絡を確認しております。

○議長

それでは、2番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、下に道がありますがそれは市道です。左側の公衆用道路が去年、一昨年頃宅地開発された分で、上の宅地は去年か今年の春先かな、隣の宅地も去年、許可が下りてる部分で、その残地ですので、周りに農地はありませんので、雨水排水並びに下水も公共下水道ということで、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

○議長

2番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、2番西大村は、許可相当とします。

続いて3番西大村、事務局から説明をお願いします。

○事務局

3番西大村、植松3丁目の農地、地目 畑、面積 531㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が近隣で経営しているアパートの駐車場12台分を建設するために転用するものです。場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、現状のまま利用するとなっています。雨水排水は自然流下、汚水、生活雑排水は発生しないとなっています。周辺に、農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、3番について、西大村地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

先ほどの写真を見てもらったらわかるんですけども、周りはすでに宅地になっていて、駐車場ができるということで、何も問題はないと思います。よろしくお願いします。

○議長

3番西大村について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、3番西大村は、許可相当とします。

続いて4番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

4番竹松、竹松本町の農地、地目 畑、面積 182㎡、譲渡人及び譲受人は記載のとおりです。契約は売買です。本件は、譲受人が自己住宅を建築するために転用するものです。

場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.2～0.4mとなっています。雨水排水は既存の水路に接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺に、農地はありません。資金については、融資予定証明書を確認しております。

○議長

それでは、4番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ご覧のとおり、周りは宅地に囲まれておりまして、問題ないかと思えます。審議のほどお願いいたします。

○議長

4番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、4番竹松は、許可相当とします。

続いて5番竹松、事務局から説明をお願いします。

○事務局

5番竹松、鬼橋町の農地、地目 畑、合計面積 904㎡、併用地を含めた全体面積 1,759㎡、賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。契約は賃貸借です。本件は、賃借人が店舗1棟及び店舗専用駐車場39台分を建設するものです。場所は、スライドのとおりで、都市計画区域内、農振外の第3種農地です。

被害防除計画では、盛土0.9m、切土0.2m、擁壁を設け、法面保護をすることとなり、建物の高さを加減するとなっています。雨水排水はU字側溝を布設し既存側溝に接続し、汚水、生活雑排水は公共下水道へ接続するとなっています。周辺に、農地はありません。資金については、残高証明書を確認しております。

○議長

それでは、5番について、竹松地区農業委員・推進委員、補足説明をお願いします。

○委員

ここはですね、今、事務局が言ったとおり、大村外環状線、ただ今建設されてるところの残地とですね、そこに宅地があるんですけども、東側に市道が走っています。その反対側にも、買収に伴って移転をされております。元の家の方にですね、個人宅の農地があった

分です。周りはすべてですね、宅地と道路とに挟まれてですね、他に農地がないため、何ら影響はないと思って見て参りました。ご検討お願いいたします。

○議長

5番竹松について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、5番竹松は、許可相当とします。

続いて、4ページ、第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

第4号議案「農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の件」、1番福重 草場町の農地、地目 田、面積 1,126㎡、貸付申込者及び借入申込者は記載のとおりです。

申込者は水稻の作付を計画しており、利用権は記載のとおりです。

以上第4号議案の申込者は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第4号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第4号議案は、承認することとします。

続いて、5ページ、第5号議案「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」を議題としますが、本議案は、6ページ、第6号議案「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」と関連がありますので、一括して審議することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○議長

ご異議がありませんので、第5号議案及び第6号議案は一括して審議することとします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局

第5号議案、「農地中間管理事業による農用地利用集積計画作成の件」及び第6号議案、「農地中間管理事業による農用地利用配分計画作成の件」、農用地利用集積計画の借入申込者及び農用地利用配分計画の貸付申込者は、公益財団法人長崎県農業振興公社でございますので、集積計画の貸付申込者と配分計画の借入申込者が分かりやすいように、資料1を配布しておりますので、その資料と併せて、ご説明いたします。資料1をご覧ください。資料1の縦の欄、左から4列分が、一番上の行に書いているように集積計画で、3列目から7列目までが配分計画です。

資料1の1行目、第5号議案1番鈴田・大村のうち鈴田の分、第6号議案1番鈴田、岩松町の農地、地目 山林、原野と畑 現況は全て畑、合計面積9,533㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はミカンの栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の1行目、第5号議案1番鈴田・大村のうち大村の分、第6号議案2番大村、向木場町の農地、地目 山林 現況は畑、面積6,334㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者はミカンの栽培を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

資料1の2行目、第5号議案2番萱瀬、第6号議案3番萱瀬、荒瀬町の農地、地目 田、面積470㎡、集積計画の貸付申込者と、配分計画の借入申込者は、記載のとおりです。申込者は野菜の作付を計画しており、設定する利用権は記載のとおりです。

以上、当該議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと考えます。

○議長

それでは、第5号議案及び第6号議案について、何かご意見・ご質問はありませんか。異議はありませんか。

<異議なし>

○議長

議案に反対の方は挙手をお願いします。賛成多数ということで、第5号議案については、承認することとし、第6号議案については、支障のない旨を回答することとします。

続いて、7ページ、報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について（相続税）」を事務局から、説明をお願いします。

○事務局

報告第1号、相続税の納税猶予継続に関する証明については、

- ・相続人（猶予者）が被相続人から農地を相続後、引き続き農業経営を行っていること。
- ・相続税猶予適用農地となっている農地を、農業の用に供していること。

が証明要件となっています。本人から経営状況及び過去3年間における対象農地の移動の有無を聞き取り、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、地図システムの航空写真による農地の確認を行いました。また、地元農業委員へ農業経営状況について確認した結果、1番萱瀬・竹松の相続人は的確に農業経営を行っていると判断しましたので、農業委員会会長専決にて、証明書を交付したことを報告します。

○議長

それでは、報告第1号について、何かご質問等はありませんか。

<なし>

○議長

次に8ページ、報告第2号「納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について」（相続税）を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

報告第2号「納税猶予に係る特例農地等利用状況確認報告書について」（相続税）

1番から5番までの農地は、相続税猶予開始から20年経ったものともうすぐ20年になるものについて、税務署から特例農地の利用状況確認依頼があったものです。税務署から依頼のあった当該報告書について、土地家屋名寄帳と農家基本台帳による権利移動、地目、地積等の確認、併せて地図システムの航空写真による農地の確認を行い、地元農業委員へ農地経営状況について確認した結果、1番西大村・竹松、2番西大村・竹松、3番西大村・竹松、4番竹松、5番竹松の相続人は的確に農業経営を行っていると判断しましたので、農業委員会会長専決にて、税務署に報告書を提出したことを報告します。

○議長

それでは、報告第2号について、何かご質問はありませんか。

<なし>

○議長

それでは以上をもちまして、本日の議事を終了します。